

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の見える化について

○「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善につきまして、平成 29 年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において創設された加算です。尚、当該加算算定には、次の要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを算定していること。
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の見える化の提示について

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算額については、職員の賃金改善に充当しており、当園は《区分なし》にて算定しています。

○職場環境等要件の提示について

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容は、次のとおりです。

分類	内容
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	・ 非正規職員から正規職員への転換